

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **長生村** (都道府県: 千葉県)

本事業の担当部局名 **企画財政課企画係**

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)			
個別事業名	長生村結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 平成29 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,100,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p>&lt;地域における実情と課題&gt; 本村の人口の自然動態は20年程前より減少が続いており、合計特殊出生率は国及び県の数値より低い傾向にある(R3数値: 国1.30、県1.21、村0.74)。他方、令和元年に村が実施した結婚・子育てに関する住民アンケートでは、单身者の未婚理由として「金銭的な余裕がない」が32.1%(1位)となっており、結婚への障害として経済的な理由が大きいことが伺えた。また、結婚してから希望する子どもの数は、80.6%の人が「2人以上」と回答している。このことから、結婚したくてもできない人を支援することが本村の少子化・人口減少対策には極めて重要であると認識している。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt; 本村では、「長生村総合戦略」において、基本目標として「結婚・出産・子育て」を掲げている。この目標を達成するための施策として、「結婚の支援」「子育て環境の充実・子育てしやすいまち」「教育環境の充実」を位置付け、出会いや婚活を後押しする「MURA来ん(村婚)プロジェクト」、安心して出産できる環境づくりや育児負担軽減、保小中の連携強化等による「長生スタイルの出産・子育てプロジェクト」の推進により、結婚に始まり、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない総合的な支援を実施しているところである。 本事業は、このうち成婚に係る支援を補完・強化するものとして位置づけられる。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>			
個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>			
	<b>【補助対象要件】</b>			
	・所得要件	<input type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	夫婦の合計所得が750万円未満
	・年齢要件	<input type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	夫婦の一方の婚姻日における年齢が49歳以下の世帯
	<b>【補助上限額】</b>			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が60万円
	<b>【対象費目】</b>			
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
	<b>【その他独自要件】</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦いずれの者も、納期限が到来している村税及び国民健康保険税の滞納がない世帯。</li> <li>・所得・年齢及びその他要件を満たす対象者のうち、夫婦双方又は一方の年齢が40歳以上である場合もしくは夫婦の合計所得が500万円以上の場合、30万円を補助上限とする。</li> <li>・申請時点において無職の場合、所得なしとして扱う。</li> <li>・対象世帯となる婚姻期間を交付申請日前1年以内とする。</li> <li>・対象経費の支払期間を婚姻日の1年前から交付申請日までとする。</li> </ul> ※要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で対応する。				
<b>2. 申請見込</b>				
①新規世帯見込	5 世帯			
上記のうち	ともに29歳以下 2 世帯	左記以外 3 世帯		
<b>【積算根拠】</b>				
29歳以下: 2世帯(申請見込) × 60万円(補助上限額) = 1,200千円 上記以外: 3世帯(申請見込) × 30万円(補助上限額) = 900千円 ・申請見込については、令和2年度の当事業における支給実績を引用。				
<b>【令和4年度申請状況】</b>				
(令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月) 申請 見込 世帯数 7 世帯				

②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	無	世帯 円
	対象経費支出予定額			
3. 広報の実施予定				
婚姻届提出時や村内外公施設等でのチラシ・リーフレットの配布、ポスター掲出により事業を案内する。 村のホームページ、SNS、広報誌、デジタルサイネージ等への情報掲載により広く周知する。				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	婚姻数	件	55 (令和7年)	32 (令和3年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		0.77 (令和3年)	
	婚姻件数	件	32 (令和3年)	
	婚姻率		2.3 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	33.3 (R3)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	52.4 (R3)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100 (R3)
	婚姻数	件	50	32 (R3)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	千葉県で運用している「チーパス・スマイル(スマートフォン及びウェブサイト)」を活用し、広く周知する。 そのほか、千葉県との連携として、『結婚に対する取組』では「若い世代向けのライフデザインセミナー」、『大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくりの取組』では「若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等」に取り組む。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	長生村商工会に対し、チラシ配布及びポスター掲示等の協力を依頼し、幅広く対象世帯に情報を提供する。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
  - ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
  - ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つけた課題(新規事業である場合は不要)
  - ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
  - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
  - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
  - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直前年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載する。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。